

二ヶ領せせらぎ館利用要領

(目的)

第1条 本要領は、国土交通省関東地方整備局京浜工事事務所（現京浜河川事務所。以下京浜河川事務所とする）長と川崎市長が締結した「二ヶ領用水宿河原堰管理所の使用及び維持管理に関する覚書」に基づき、堰管理所の一部施設及び設備を、多摩川エコミュージアムプランを推進するための運営拠点・情報発信センター「二ヶ領せせらぎ館」として使用し、円滑な運営と施設管理を行うために定める。

(適用範囲)

第2条 この規則を適用する二ヶ領せせらぎ館施設の範囲は、二ヶ領用水宿河原堰管理所のうち、別図のとおり、1階展示室、2階会議室及び付帯施設とする。

(利用目的)

第3条 施設は、多摩川エコミュージアムプランの運営拠点・情報発信センター及び多摩川リバーミュージアム構想の情報サテライトとして、これら計画の推進に資する会議又は行事のために利用する。

(利用時間及び休館)

第4条 施設を利用できる時間及び休館日は次のとおりとする。ただし川崎市が特に認める場合はこの限りではない。

施設名	利用時間	休館日
展示室	(1) 午前10時から午後4時まで (2) 5月から8月までの土曜日、日曜日及び祝日は午前9時から午後4時まで	(1) 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、当該日の直後の休日でない日） (2) 毎月第1・3水曜日
会議室	午前10時から午後9時まで （ただし、川崎市、国土交通省及び川崎市から施設の運営及び維持管理を委託されている公共的団体以外の団体が使用する場合は、午後4時まで）	(3) 12月29日から翌年の1月3日まで (4) 風水害等により施設の開館ができない日 (5) 国土交通省や川崎市が災害時等に使用する日

(利用範囲)

第5条 2階会議室を利用することができる団体は、第3条の利用目的に該当する団体、個人及びその他川崎市が認めた団体、個人に限る。

(利用団体等の登録)

第6条 2階会議室の利用を希望する団体及び個人は、所定の書式により、あらかじめ川崎市に登録しなければならない。なお、登録については別に定めるとおりとする。

(利用申込み)

第7条 施設の利用を希望する団体及び個人は、定められた手続により、あらかじめ施設管理責任者から施設利用の承認を得なければならない。

2 利用申込みは、施設利用日の2ヶ月前から受け付けることとする。ただし、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所、川崎市及び施設の運営及び維持管理を委託されている公共的団体が主催する行事及び会議の場合は、この限りでない。

(利用団体等の義務と責任)

第8条 施設を利用する団体等は、施設を利用するごとに利用責任者を定めなければならない。利用責任者は、利用中の事故防止に万全を期すものとし、利用中に施設及び設備を破損した場合は、ただちに施設管理責任者に報告するとともに、その指示を受けなければならない。また、利用中の事故及び盗難等についての一切の責任は、利用者が負うものとする。

(遵守事項)

第9条 施設を利用する団体等は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された以外の施設等を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外では火気を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外では喫煙をしないこと。
- (4) 動物、危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく壁、窓等に張り紙などをしないこと。
- (6) その他、施設の運営に支障をきたすような行為をしないこと。

(利用料)

第10条 利用料は無料とする。

(利用の取り消し)

第11条 次の各号の一に該当したときは、その利用を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反し、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所、川崎市又は施設管理責任者の指示に従わないとき。
- (2) 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所又は川崎市の都合によりやむを得ないとき。

(堤防出入口の開閉)

第12条

堰管理所敷地内に車両を乗り入れてはいけない。ただし、施設の運営及び維持管理に必要な場合のみ、堤防に設置されている出入口を開閉し、車両を乗り入れることができる。

(その他必要な事項)

第13条 その他必要な事項については、川崎市が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成14年7月19日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年3月2日から施行する。